

J A M 政策 NEWS

2013年1月7日 第2013-11号
【発行】 J A M
【発行責任者】 宮本 礼一
【編集】 政策・政治グループ
TEL 03-3451-2425
E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

2月15日前でも申告できます 医療費が10万円を超えたら医療費控除を受けましょう！！

1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、確定申告をすれば、税金が還付されます。
2012年の所得税の確定申告は2月15日から始まりますが、医療費控除のような還付金の申告は、もう受け付けています。2月15日を過ぎ

ると税務署も混雑するため、医療費控除のような還付請求だけならば、早めにおこなったほうが良いです。
また、電子証明書の取得等が必要になりますが、インターネット（e-Tax）を利用して申告、申請・届出ができます。

2012年分の病院・診療所・調剤薬局の領収書と源泉徴収票が必要

医療費控除は世帯単位でできます
1人分では10万円を超えていなくても、夫婦・親子等（扶養家族でなくてもOK）で合算して10万円を超えていれば、医療費控除を受けることができます。
例）年間に支払った医療費が200,000円の場合、 $200,000 - 100,000 = 100,000$ 円が医療費控除の対象になります。（注意！ 100,000円が還付されるわけではありません。）
申告は収入の多い人が行うほうが有利です

申告書（税務署で配布）に記入
①集めた領収書を基に、病院や調剤薬局ごとに集計します。
②申告書に添付してある「給与所得者の医療費控除記載例」を参考に必要事項を記入します。

インターネットで申告する場合は電子証明書の取得等事前準備が必要です。
<e-TAX ホームページ>
<http://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>

住所地を管轄する税務署へ申告書を提出
申告書は、直接税務署に持参・郵送してください。
<税務署所在地>
<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

☆以前の医療費控除の申告を忘れていても、5年前までさかのぼって申告することができます。
☆医療費控除を行うと2013年6月以降の住民税が、安くなる場合があります。